

退院支援に用いる基準

基準1 入院前にケアマネジャーがいる場合

⇒下記の判断ができれば、担当ケアマネジャーに退院支援の開始を連絡してください。

「在宅退院ができる」と判断する基準（看護師等による判断）

1. 病状がある程度安定した状態である
2. 在宅での介護が可能そうである

※判断する前に医師から退院指示が出た場合は、すみやかにケアマネジャーに連絡してください。

基準2 入院前にケアマネジャーがない場合

（介護保険の認定を受けていない、またはケアマネジャーが決まっていない患者）

⇒下記のいずれかにあてはまれば、患者の居住地の市町役場に介護保険申請等の相談に行くことを勧めてください。

退院支援が必要な患者の基準

1. 立ち上がりや歩行に介助が必要
2. 食事に介助が必要
3. 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
4. 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症がある
5. 在宅では独居に近い状況で、調理やそうじなど身の回りのことに介助が必要
6. ADLは自立でもがん末期である
7. 新たに医療処置が追加された（膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引など）

※40歳～64歳(第2号被保険者)の場合は、下記の疾病が介護保険申請の条件となります。

- | | |
|---------------|---|
| ① がん末期 | ⑨ 脊柱管狭窄症 |
| ② 関節リウマチ | ⑩ 早老症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑪ 多系統萎縮症 |
| ④ 後縦靭帯骨化症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬ 脳血管疾患 |
| ⑥ 初老期における認知症 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦ 進行性核上性麻痺 | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧ 脊髄小脳変性症 | ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |